

1. ギャンブル等依存症対策に係る対応について

- 昨年7月にギャンブル等依存症対策基本法が成立したところ、同法において、政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画を策定しなければならないこととされており、これに基づき、本年4月19日（金）に基本計画が閣議決定された。
- 基本計画では、貸金業関係について、貸付自粛制度の適切な運用の確保及び効果的な周知のほか、精神保健福祉センターなどの専門の相談拠点とも連携することが求められている。
- 今後、これらの取組を一層推進していただくよう、引き続き協力願いたい。

2. 成年年齢の引下げについて

- 民法の成年年齢の引下げが2022年4月から施行されることを見据え、その環境整備について、関係府省庁連絡会議において議論されているところ、若年者に対する返済能力調査を一層適切に行う取組の推進についても、主要なテーマとして取り上げられている。
- また、消費者委員会からも、新たに成人となる18～19歳への貸付けに当たっては、法律で義務付けられている返済能力調査に加え、若年者の利用限度額を低く設定する、借入目的の確認を行うといった、事業者の自主的な取組の推進を図ることが求められている。
- 貴協会においては、若年者への貸付けの実態に関する協会員へのアンケート調査やヒアリング等にご協力いただいているところ、今後は、調査結果を踏まえ、優良事例の公表や効果的な取組を自主規制基本規則に盛り込むなどの対応を含め、貴協会と連携して取組を推進してまいります。

3. 信用情報機関の信用情報のあり方について

- 過剰な貸付けを防止するための審査態勢の構築に当たり、信用情報機関に登録される情報の精緻化及び総債務を把握する枠組みの整備が

課題となっていた。

- こうした課題を解決するため、信用情報機関をはじめとする関係者との対話を重ね、その状況について、貴協会にも情報提供させていただいたところ。
- 今後、貴協会にもご協力をいただくこともあろうかと思うので、宜しくお願いしたい。

4. 融資型クラウドファンディングの規制改革実施計画への対応について

- 融資型クラウドファンディングについては、これまで投資者が貸金業法上の貸付け主体とならないことを担保するための措置として、借り手の匿名化・複数化が行われてきたが、その結果、投資者の投資判断に必要な情報が不足し、投資者保護上問題であるとの意見があった。
- このため、金融庁では、本年3月18日に匿名化・複数化と併存する新たな方策を公表し、投資家と借り手を接触させない措置が担保される条件の下で、法人である借り手に関する情報を開示できることを明確化した。
- 貴協会におかれては、これまで、ファンド事業者へのヒアリング、新たな方策の検討、貸付型ファンドに関するQ & A案の策定にご協力いただき感謝申し上げます。
- 引き続き、融資型クラウドファンディングの健全な発展に向けて、協力願いたい。

5. 新たなヤミ金手法について

- 近時、中小企業の経営者などに対し、売掛債権を売却して資金を調達する「ファクタリング」を装って、実質的には債権を担保とした金銭の貸付けが行われている事案や、SNSなどにおいて「個人間融資」を装って業として貸付けが行われている事案など、貸金業法上の無登録営業に該当するおそれのある新たなヤミ金手法が確認されている。
- これらは新聞やテレビで報道されているほか、国会においても取り上げられたところであり、当庁においては、関係省庁と連携して実態把握を行っているところ。

- 貴協会においては、これらの事案に接した場合には速やかに情報共有をいただくとともに、資金需要者等によるヤミ金の利用を防止するための周知啓発等に協力願いたい。

6. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」及び「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 4月10日、パブリックコメントを実施していた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂を行った。パブリックコメントでは21団体・個人から44件のご意見が寄せられ、これらに対する当庁の考え方は配布資料をご確認いただきたい。

- また、4月1日に、「疑わしい取引の参考事例」の改訂を行った。主な改訂内容は以下のとおりである。

- ・ 仮想通貨取引及び国際テロリスト等に係る取引の事例の追加
- ・ テクノロジーの進化を踏まえた、匿名化技術やIPアドレス等に着眼した取引の事例の追加
- ・ FATFが報告書等で公表している、PEPsや大量破壊兵器拡散等に係る取引の事例の追加
- ・ 金融商品取引業者における現在の実務（株券電子化等）に即した事例の反映

これに記載されている事例は、あくまで参考事例であることや、形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではないこと、さらには、他事象を起因とした個別具体的な取引に係る調査等の中で、参考事例に該当する事象を把握し、当該取引の疑わしさを判断する要素として勘案するといった活用もあり得ることにご留意いただき、日々の業務に当たっていただきたい。

- 当庁においては、今後、改訂したガイドラインに基づき、モニタリングを行っていく。

FATF対日審査が目前に迫っている中、改訂したガイドラインでは、全ての顧客のリスクを評価し、そのリスクに応じた継続的な顧客管理を行っていくことを求めている。金融機関等においては、その実現に向けて、具体的な計画を策定するとともに、その進捗管理を適切に行ってい

ただきたい。

当庁としても、金融機関等に対しリスクに応じたモニタリングを引き続き行っていく。

7. 改元及び10連休に向けた対応について

- 改元及び10連休が目前に迫っており、各協会員におかれては、システム改修など着実に準備を進めていただいているところ、引き続き、国民生活へ支障が生じないように、万全の準備をお願いしたい。

(以上)